

① スtockマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】 --- 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設・設備を対象とする。

※ 状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法」をいう。

【時間計画保全】 --- 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※ 時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数）により対策を行う管理方法」をいう。

【事後保全】 --- 機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※ 事後保全とは、「施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考) スtockマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設置方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管きよ (腐食環境下)	5年に1回の点検、10年に1回の調査を実施する。	緊急度Ⅰ及びⅡで改築を実施。	実施方針 p26
マンホール蓋 (腐食環境下)	5年に1回の点検、10年に1回の調査を実施する。	健全度Ⅰで改築を実施。	〃
マンホール本体 (腐食環境下)	5年に1回の点検、10年に1回の調査を実施する。	健全度Ⅳ及びⅤで改築を実施。	〃
管きよ (一般環境下・重要管理)	10年に1回の点検、20年に1回の調査を実施する。	緊急度Ⅰ及びⅡで改築を実施。	〃
マンホール蓋 (一般環境下・重要管理)	10年に1回の点検、20年に1回の調査を実施する。	健全度Ⅰで改築を実施。	〃
マンホール本体 (一般環境下・重要管理)	10年に1回の点検、20年に1回の調査を実施する。	健全度Ⅳ及びⅤで改築を実施。	〃
管きよ (一般環境下・通常管理)	25年に1回の点検、50年に1回の調査を実施する。	緊急度Ⅰ及びⅡで改築を実施。	〃
マンホール蓋 (一般環境下・通常管理)	25年に1回の点検、50年に1回の調査を実施する。	健全度Ⅰで改築を実施。	〃
マンホール本体 (一般環境下・通常管理)	25年に1回の点検、50年に1回の調査を実施する。	緊急度Ⅳ及びⅤで改築を実施。	〃

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等の含む

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管理棟、ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設 (躯体、外装仕上、防水、外部建具、内部防食)	日常点検、定期点検により不具合が確認された場合に適宜調査を実施する。	健全度Ⅱ以下で改築を実施。	実施方針 p26
沈砂池設備	概ね15年に1回の頻度で調査を実施する。	健全度Ⅱ以下で改築を実施。	〃
ポンプ設備	概ね15年に1回の頻度で調査を実施する。	健全度Ⅱ以下で改築を実施。	〃
水処理設備	概ね15年に1回の頻度で調査を実施する。	健全度Ⅱ以下で改築を実施。	〃
汚泥処理設備	概ね15年に1回の頻度で調査を実施する。	健全度Ⅱ以下で改築を実施。	〃

※日常点検・調査により不具合が確認された場合も改築の判断基準に基づき適宜改築を行う。

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
マンホールポンプ設備 (ポンプ設備、電気設備)	概ね 10～25 年	標準耐用年数の概ね 1.5～1.7 倍 実施方針 p15

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等の含む

施設名称	目標耐用年数	備考
電気計装設備 (受変電設備、監視制御 設備、計装設備 等)	概ね 7～30 年	標準耐用年数の概ね 1.0～1.5 倍 実施方針 p15

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について(平成 28 年 4 月 1 日 下水道事業課長通知)」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれで記載してもよい。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】

管きょ

—

【汚水・雨水ポンプ施設】

ポンプ本体

—

【水処理施設】

送風機本体もしくは
機械式エアレーション装置

—

【汚泥処理施設】

汚泥脱水機

—

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和 6 年度 ~ 令和 10 年度

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】 なし

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等の含む

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用(百万円)	備考
扇ポンプ場	雨水	建築付帯設備	1976	46	858 m ³ /分	119	
〃	雨水	電気計装設備	1969～2012	10～53	〃	579	
〃	雨水	監視制御設備	1989	33	〃	84	
榎之窪ポンプ場	雨水	土木付帯設備	1985	37	440 m ³ /分	8	
〃	雨水	建築付帯設備	1985	37	〃	8	
〃	雨水	建築機械設備	1985	37	〃	28	
〃	雨水	建築電気設備	1986	36	〃	18	
〃	雨水	雨水ポンプ設備	1986～1987	35～36	〃	1,424	
〃	雨水	電気計装設備	1987	35	〃	312	
大国新開ポンプ場	雨水	電気計装設備	1979～2003	19～43	517 m ³ /分	597	
片浜ポンプ場	雨水	電気計装設備	1989	33	40.7 m ³ /分	109	
妙見ポンプ場	雨水	電気計装設備	1986～1988	34～36	315 m ³ /分	135	
桜尾ポンプ場	雨水	土木付帯設備	1967	55	572 m ³ /分	5	
〃	雨水	建築付帯設備	1967	55	〃	2	
〃	雨水	建築機械設備	1986	36	〃	17	
〃	雨水	建築電気設備	1968～1985	37～54	〃	16	
〃	雨水	雨水ポンプ設備	1867～1987	35～55	〃	633	
〃	雨水	電気計装設備	1987	35	〃	141	

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用(百万円)	備考
廿日市浄化センター	汚水	空調・換気設備	1993	29	35,300m ³ /日	5	A系水処理
〃	汚水	水処理設備	1993～2014	8～29	〃	792	〃
〃	汚水	電気計装設備	1993～2007	15～29	〃	496	〃
〃	汚水	建築付帯設備	1995	27	〃	70	送風機棟
〃	汚水	空調・換気設備	1995	27	〃	4	〃
〃	汚水	反応タンク設備(送風機)	1993～1996	26～29	〃	500	〃
〃	汚水	電気計装設備	1993～2007	15～29	〃	174	〃
〃	汚水	空調・換気設備	1994	28	〃	21	汚泥処理棟
〃	汚水	汚泥脱水設備(ホッパー設備)	1994	28	〃	67	〃
〃	汚水	脱臭設備	1994～2007	15～28	〃	272	〃
〃	汚水	空調・換気設備	1993	29	〃	12	管理棟
〃	汚水	スクリーンかす設備	1993～1996	26～29	〃	163	〃
〃	汚水	汚泥ポンプ設備	1993	29	〃	104	〃
〃	汚水	電気計装設備	1993～2008	14～29	〃	262	〃
大野浄化センター	汚水	監視制御設備	1990	32	7,400m ³ /日	200	管理棟
〃	汚水	屋根防水	1990	32	〃	35	〃
〃	汚水	汚泥脱水設備(ホッパー設備)	1991	31	〃	50	汚泥処理棟
包ヶ浦中継ポンプ場	汚水	汚泥ポンプ設備	1988	34	0.54m ³ /分	70	⑥(MP化)
杉之浦中継ポンプ場	汚水	汚泥ポンプ設備	1983	39	1.10m ³ /分	80	⑥(MP化)
綱之浦中継ポンプ場	汚水	汚泥ポンプ設備	1981	41	0.02m ³ /分	50	⑥(MP化)
マンホールポンプ場	汚水	汚泥ポンプ設備	1990～2017	5～27	—	200	10 機場
					工事費	7,857	I
					設計費	235	II
					JS管理費	598	III
合計						8,690	I+II+III 税込み

備考 1) 改築を実施する施設のうち、② 1) において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考 2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（平成 28 年 4 月 1 日 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考 3) 「下水道施設の改築について（平成 28 年 4 月 1 日 下水道事業課長通知）」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ①塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ②施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
- ④標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑤浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑥下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑦合流式下水道を改善する場合

備考 4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 0.79 億円／年 (管渠)	概ね 100 年
約 11.32 億円／年 (処理場・ポンプ場)	概ね 100 年
約 0.19 億円／年 (マンホールポンプ場)	概ね 100 年
約 12.3 億円／年 (全体)	概ね 100 年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。